

# 新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について



## 新型コロナウイルス感染症対策のためやむを得ず登校できない児童生徒 に対する学習指導

臨時休業中又は学校再開後においてやむを得ず登校できない児童生徒

学校は指導計画を踏まえながら適切な家庭学習を課し、教師の学習指導や状況把握と組み合わせて可能な限り学習を支援



### 指導計画を踏まえて学校が課す家庭学習

- ・教科書 ・学校が作ったプリント ・テレビ放送
- ・ICT教材や動画 ・テレビ会議システム
- などを組み合わせて活用



文部科学省において開設  
家庭学習で活用できる教材や動画をまとめて掲載

+



### 教師による学習指導や状況把握

- ・電話の活用 ・電子メールやFAXの活用
- ・パソコンやタブレット端末等による学習履歴の確認
- ・テレビ会議システム等を活用したオンラインでの確認
- ・家庭訪問 ・登校日の設定 など
- 地域の感染状況等を踏まえ適切に判断



## 児童生徒が登校できるようになった後における学習指導

学校において、学習の遅れを補うため可能な限りの措置を講じるとともに、休業中の学校が課した家庭学習を適切に評価



### 学校において可能な限りの措置を講じる

- ・補充のための授業 ・教育課程に位置付けない補習
- ・家庭学習を適切に課す など

その際、例えば以下の方法が考えられる。  
・時間割編成の工夫 ・学校行事の精選  
・長期休業期間の短縮 ・土曜日に授業を行う  
なお、標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合でも、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされない。

↑ **教員加配や学習指導員、スクールカウンセラー等について  
退職教員等の協力も得つつ追加配置**

+



### 休業中の学校が課した家庭学習を適切に評価

- ・やむを得ず登校できなかった日数は「欠席」とはならない
- ・学校が課した家庭学習の状況や成果を学習評価に反映

#### 休業が長期化し、教育課程の実施に支障が生じる事態に備えた特例的な措置

一定の要件の下で学校が課した家庭学習の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと学校長が判断した場合には、授業で再度取り扱わないことができる。（授業で扱わない場合でも、学習内容の定着が不十分な児童生徒がいる場合には、別途個別の補習、追加の家庭学習を適切に課すなどの措置を講じる。）



- ・補習やきめ細かな指導、感染防止のための少人数指導等によるサポート
- ・臨時休業等が児童生徒の不利益とならない取扱いの実施